

概要版

第9期 2024（令和6）～2026（令和8）年度

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画



2024（令和6）年3月

東松山市

はじめに

本市では、令和3年4月に策定した「第五次東松山市総合計画後期基本計画」において、「地域福祉の充実」を重点的に取り組むべき課題とし、高齢者の「楽しみたい、働きたい、貢献したい」という思いを応援するために、「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」を地域の方々や企業、関係機関とともに推進しております。



本市の高齢化率は、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）には30%を超え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には35%に達し、高齢化が更に進むことが見込まれています。

このような状況を踏まえ、高齢者の社会参加が推進され、地域のつながりや支え合いの充実により、高齢者が孤立せず安心して暮らせる社会の構築が必要とされています。

2020年（令和2年）には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を図ることが求められています。

また、2023年（令和5年）には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進していく必要があります。

本市におきましては、「いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を目指し、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までを計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に向けた諸施策を推進してまいりますので、市民の皆様、関係機関・団体の皆様には、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

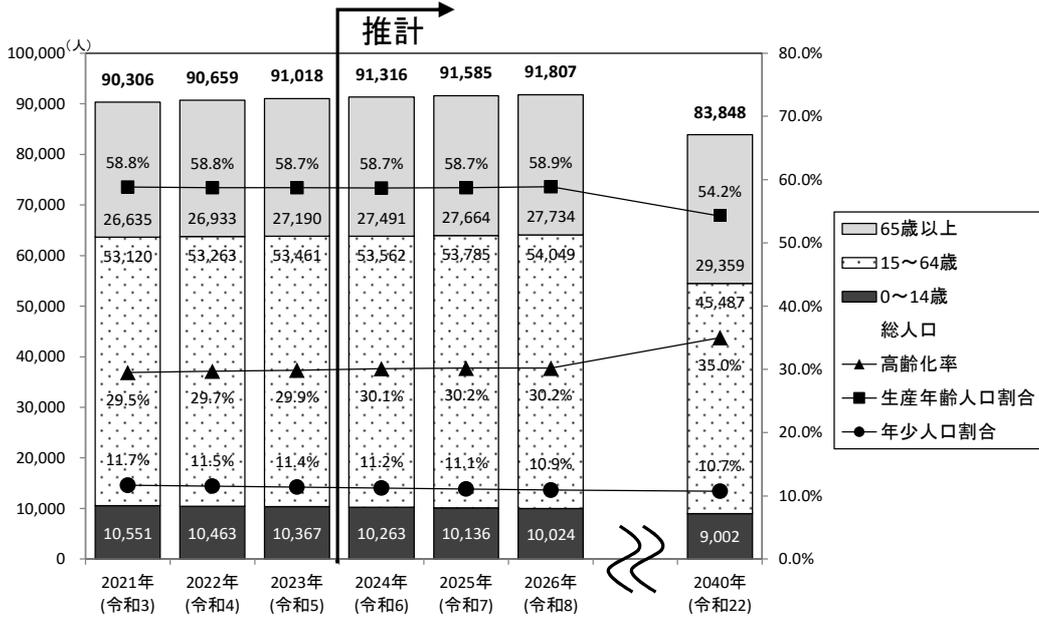
令和6年3月 東松山市長 **森田 光一**

東松山市の高齢者の現状と将来推計

人口の推移と将来推計

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、直近の2023年（令和5年）10月1現在で、91,018人となっており、65歳以上人口は増加傾向にあります。また、将来人口は短期的には増加傾向で推移しますが、中長期的には65歳以上人口のみ増加し、全体としては減少傾向となり、2040年（令和22年）には83,848人と推計されています。

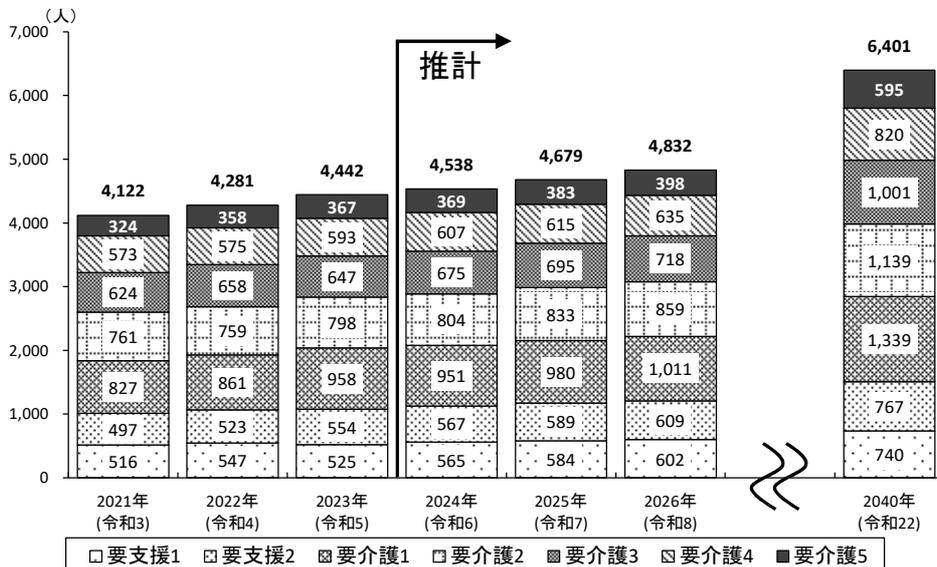
【年齢区分別人口の推移と将来推計】



要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計

要介護（要支援）認定者数は、2023年（令和5年）9月末現在、4,442人となっており、増加傾向にあります。今後の75歳以上人口の増加による要介護（要支援）認定者数への影響が懸念されます。

【要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計】



資料：実績は介護保険事業状況報告（9月報）、2024年以降は「見える化」システムより引用

基本理念・基本方針等

基本理念

第9期計画では、第7期・第8期計画で推進してきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をさらに推進していくため、引き続き「いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を基本理念とします。

いつまでも 自分らしく
安心して暮らせるまち 東松山の実現

基本方針

基本理念の実現を目指し、以下の4つの基本方針のもと、各種施策を展開していきます。

方針1 介護予防や社会参加を促進し、自立した生活を長く続けられるように支援します

高齢になっても、できる限り介護を必要としない生活を長く続けられるように、介護予防や社会参加を促進するための施策を推進します。また、介護や支援を要する状態になった場合でも、改善や重度化防止に向けた取組を進めます。

方針2 見守りや相談支援体制を充実し、安心して暮らせる地域づくりを進めます

一人暮らし高齢者や認知症の方などを地域で見守り、相談や支援につなげるためのネットワークづくりを進めます。また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の認知症に対する理解促進を図ります。

方針3 介護や福祉サービスを充実し、その人に合ったサービスが受けられる体制を整備します

介護や支援が必要な人が安心してサービスを利用できるように介護・福祉サービスの充実に図り、介護サービス基盤の整備を計画的に進めます。また、保険者機能を強化し、介護給付の適正化と質の確保・向上を図ります。

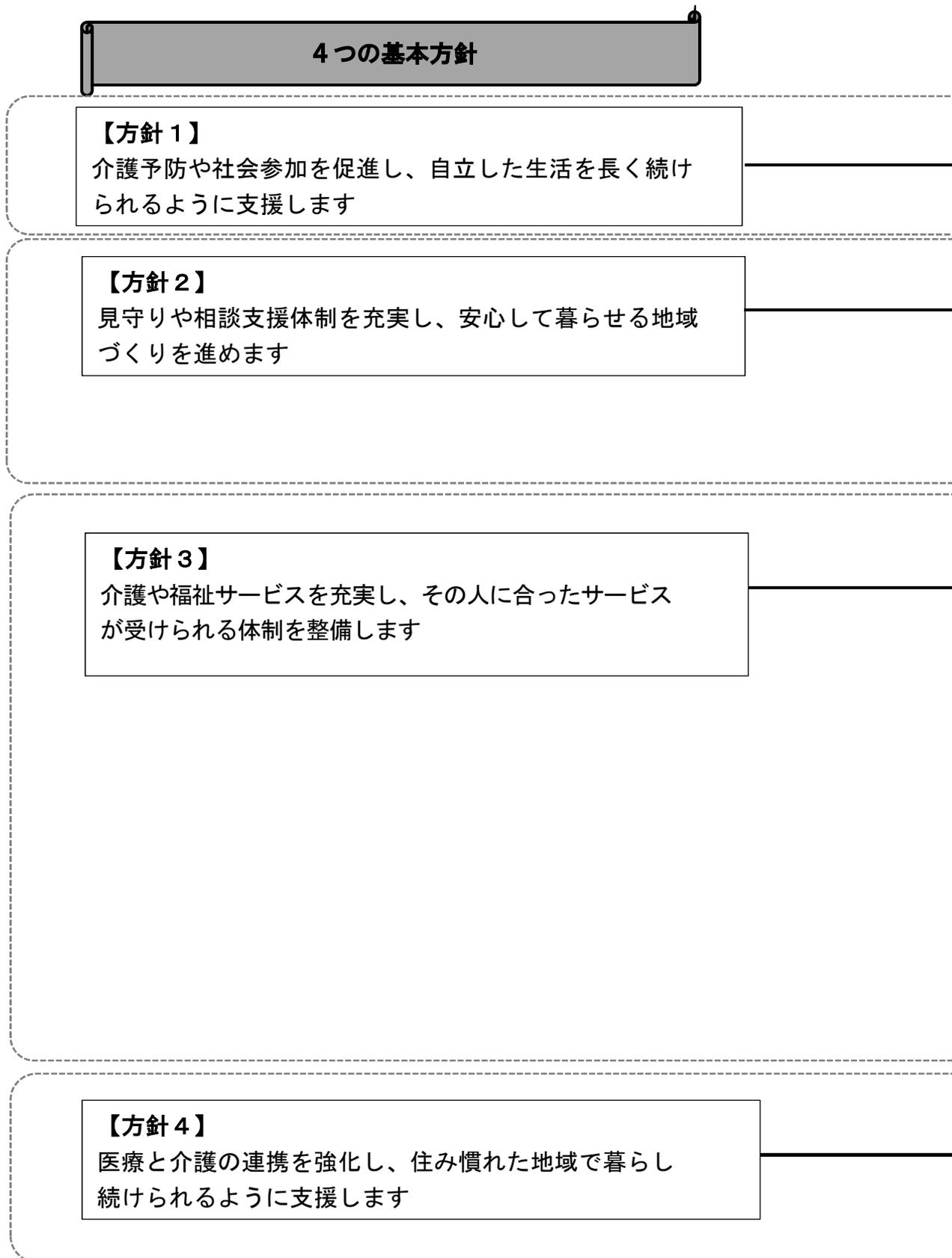
方針4 医療と介護の連携を強化し、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援します

たとえ重度の要介護状態になっても、在宅での生活を継続できるように、医療や介護に関わる多職種ネットワークづくりや関係機関との連携を通じて、医療と介護における支援体制を強化します。

施策の体系

体系図

第9期計画では、次のような施策体系で事業を展開していきます。



基本理念

いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現

5つの施策の柱

施策

1 介護予防・健康づくりの
推進と社会参加の促進

- ① いきがいづくり・社会参加の支援
- ② 健康づくりや介護予防の推進

2 相談・支援体制の充実

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 安心・安全に暮らせる地域づくりの推進
- ③ 認知症施策の推進
- ④ 権利擁護の推進・虐待防止の推進

3 介護予防・生活支援サービス
及び福祉サービス等の充実

- ① 介護予防・生活支援サービスの充実
- ② 福祉サービスの運営
- ③ 生活支援体制の整備

4 介護保険制度の適正な運営

- ① 情報発信・見える化の推進
- ② 介護サービス基盤の整備
- ③ 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- ④ 介護人材の確保・資質の向上・
業務効率化に向けた事業者支援の推進
- ⑤ 介護給付の適正化の推進
- ⑥ 利用者負担の助成

5 医療と介護の連携強化

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 医療・介護の連携体制の強化
- ③ 地域住民への普及・啓発

地域包括ケアシステムの充実に向けた取組

介護予防・健康づくりの推進と社会参加の促進

「みんなきらめけ!!ハッピー体操」をはじめとする介護予防事業や、いきいきパス・ポイント事業など、これまで取り組んできた事業を発展させ、高齢者の多様性や自発性を尊重する高齢社会の実現に向けて、高齢者自らが社会的役割を見だし、社会の一員として貢献し、自己実現に結びつく活動に対して支援できるよう、介護予防や健康づくりを推進し、社会参加を促進します。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動を自粛している状況もあったことから、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上に取り組めます。

主な事業と取組

1 いきがづくり・社会参加の支援

高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らしていくために、いきがづくりと社会参加を促進します。地域における通いの場である高齢者向けサロンやシニアクラブなどの活性化を促すとともに、健康で働く意欲のある高齢者の就労機会の確保を図ります。

- いきいきパス・ポイント事業
- シニアクラブ事業
- シニアボランティア支援事業
- 通いの場の充実
- シルバー人材センター補助事業

2 健康づくりや介護予防の推進

運動、栄養、口腔などについて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の観点から、本市の高齢者のフレイル状態を把握した上で、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、健康寿命の延伸を図ります。

- みんなきらめけ!!ハッピー体操の普及
- 介護予防教室の開催
- 市民健康増進センター管理運営事業

相談・支援体制の充実

地域包括ケアシステム構築の中核となる地域包括支援センターを中心に市民の様々な相談への対応や課題の解決を図る相談窓口を充実させ、高齢者のみならず、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者、障害児者、子育て家庭、生活困窮者等の相談等も身近な地域で受けられるよう、多様な職種や機関との連携・協働により、体制や環境の整備を進めていきます。

主な事業と取組

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの業務には、総合相談支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び権利擁護事業等の事業があります。多職種協働による個別ケースの地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を充実させ、地域課題の発見、地域資源の開発と組織間、専門職種間のネットワークの強化等を通じて、高齢者の自立支援に資する機能をより高めていきます。

- 地域包括支援センター運営事業
- 総合相談支援事業
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 地域ケア会議の開催

2 安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

高齢者が一人暮らしや認知症であっても、住み慣れた地域で生活が継続できるよう地域での見守りやサポート体制を充実させます。また、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症等の流行を受けて、防災や感染症対策についての周知啓発、災害や感染症発生時の支援体制の整備など、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正する法律（感染症法）」等を踏まえて、国や埼玉県、関係団体との連携協力の下、安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

- 高齢者世帯調査の実施
- あんしん見守りネットワーク事業
- 災害に対する備え及び避難行動要支援者支援制度の推進・福祉避難所の開設
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

3 認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活が送れる社会を目指して、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進していきます。

本市では国や県の動向を注視しながら、様々な生活の場面で認知症の方とそうでない方が共生できる地域づくりを念頭に認知症施策を推進します。また、若年性認知症や高次脳機能障害などにより認知機能障害のある方や家族に対する市民の理解を深めるための若年性認知症ガイドブックを更新するとともに、本人や関係者等が交流できる居場所づくりの促進を図るため、障害者福祉所管課とも連携し、切れ目のない支援体制の充実を目指します。

また、2020年（令和2年）3月31日付けで公布・施行された埼玉県ケアラー支援条例の基本理念に則り、すべてのケアラー（介護者）が健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

- 認知症ガイドブック・若年性認知症ガイドブックの更新
- 認知症サポーター養成講座の開催
- 世界アルツハイマー月間における認知症キャンペーン
- 認知症初期スクリーニングシステムの普及
- 認知症検診事業
- 認知機能維持・向上事業
- 認知症地域支援推進員の対応力の強化
- 認知症初期集中支援チームの活動
- 認知症の方と家族介護者への支援
- 認知症ケア相談室の設置

4 権利擁護の推進・虐待防止の推進

認知症などにより判断能力の低下した高齢者は増加しており、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯も今後も増えることが予想される中、より一層の権利擁護に関する相談体制の強化や啓発を行い、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化として、広報・普及啓発、早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援等を図るためのネットワーク構築、庁内連携・行政機関連携を引き続き進めます。

- 施設入所委託事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 権利擁護支援事業

介護予防・生活支援サービス及び福祉サービス等の充実

介護予防・生活支援サービス事業を中心に、それぞれの地域や生活環境、心身の状況に合わせたニーズを把握し、地域資源の発掘や開発を促進し、支援を必要とする高齢者の自立に資するサービスを充実させていきます。

主な事業と取組

1 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービス事業では、支援を必要とする高齢者の自立に資するサービスの充実を図ります。

- 介護予防訪問介護相当サービス
- 訪問型サービスA（基準緩和型）
- 介護予防通所介護相当サービス
- 通所型サービスC（短期集中型）等

2 福祉サービスの運営

高齢者の心身の健康状態や生活機能に応じた暮らしの継続に資するため、利用者のニーズを把握し、効果的な福祉サービスとなるよう努めます。

- 寝具類洗濯等サービス事業
- 緊急通報システム事業
- 配食サービス事業
- 訪問理美容サービス事業
- 紙おむつ給付事業
- 徘徊高齢者等家族支援サービス事業
- 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

3 生活支援体制の整備

生活支援体制整備事業や支え合いサポート事業など、高齢者の困りごとについて地域における助け合い活動を促進します。その推進役として、たすけあい推進協議会及び各地区第2層協議体を運営し、検討を進めると共に、生活支援コーディネーター及び地域福祉コーディネーターの活躍を支援します。

- 生活支援体制整備事業
- 支え合いサポート事業

介護保険制度の適正な運営

介護の必要な高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるような支援、介護予防・重度化防止といった介護保険制度の理念を堅持し、質の高いサービスを提供していくと同時に、制度の持続可能性の確保を目指します。また、保険者の立場から介護給付を必要とする方を適切に認定し、真に必要なサービスを、事業者が適切に提供できるよう、給付内容、実施事業等の点検・評価を行い、介護保険制度の適正な運営を図ります。

主な事業と取組

1 情報発信・見える化の推進

高齢者等の困りごとを解決するためには、困りごとをどこに相談すればよいか、また、どんな支援が受けられるかなどの情報をわかりやすく発信することが重要となります。高齢者が生活に必要な情報を有効に活用できるよう広報紙やホームページ等を通じた情報発信・見える化を進めます。

- 介護保険制度ガイドブック・リーフレットの発行
- 介護サービス情報の公表・介護サービス事業所一覧の発行
- 出前講座の開催

2 介護サービス基盤の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となる介護サービスの確保を図るとともに、家族等介護者支援を行うことで、十分に働ける人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられる社会の実現を目指します。

第9期計画期間における本市の介護サービス基盤の整備については、介護施設・在宅医療等の需要を踏まえ、次のとおり計画します。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院／介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護（単独型）等
- リハビリテーションサービス提供体制の構築

3 高齢者の居住安定に係る施策との連携

今後の独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中、住まいの確保は、老齢期を含む生活の維持の観点や地域共生社会の実現の観点から重要な課題となります。高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、身体状況等に応じて必要なサービスを受けることができる環境の整備やサービスの質の確保を図ります。

高齢者の住まいの施策展開にあたっては、住宅施策と福祉施策との連携が不可欠であることから両施策を緊密に連携させ、総合的に進めていきます。

- サービス付き高齢者向け住宅
- 有料老人ホーム
- 養護老人ホーム
- 老人福祉センター 等

4 介護人材の確保・資質の向上・業務効率化に向けた事業者支援の推進

支援を必要とする高齢者が、介護保険や保健福祉サービスを安心して利用できるよう、介護人材の確保に向けては、国や県と連携し、処遇改善や新規参入、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を進めるほか、事業者への適切な支援・助言・指導を行い、制度の適正な運営、サービスの質の向上、労働環境・処遇の改善に向けた取組を進めます。

- 地域密着型サービス事業者等への集団指導・実地指導
- 業務の効率化に向けた事業者支援
- 介護人材の確保・育成

5 介護給付の適正化の推進

介護給付を必要とする方を適切に認定し、受給者（サービスを利用される方）が真に必要なとする過不足のない質の高いサービス提供を事業者に促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、主要3事業について、事業内容や実施方法、目標等を定めて実施します。

- 要介護認定の適正化
- ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具の点検
- 縦覧点検・医療との突合

6 利用者負担の助成

高額介護費補助金制度を国の軽減策に加え上乗せし、所得の低い方への支援を引き続き実施します。

- 高額介護費補助金制度

医療と介護の連携強化

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、医療機関と介護サービス事業所などの関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが重要なことから、様々な事業を通して在宅医療と介護の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

なお、本市は、在宅医療・介護連携推進事業を比企地区8町村（滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村）と共同で取り組んでいます。

主な事業と取組

1 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関・介護サービス事業所等の情報を把握し、2021年（令和3年）3月から市ホームページ内で医療・介護情報の検索システムの提供を開始することで、関係者間の連携を促進するとともに、市民の医療・介護サービスへのアクセスの向上を支援します。

相談先や医療機関・介護サービス事業所を手軽に調べるツールとして、市民、関係者双方に活用してもらえよう、普及にも取り組んでいきます。

- 地域の医療・介護資源検索システムの構築・活用

2 医療・介護の連携体制の強化

地域の医療・介護関係者等が参画する協議会を継続的に開催することで、地域の医療・介護関係者の協力のもと、在宅医療・介護連携の現状を把握、分析し、課題の抽出、対応策の検討、施策の立案を行いながら、在宅医療・介護サービスが一体的に提供される体制の構築を推進します。

- 連携強化に向けた課題抽出と対応策の検討
- 切れ目のない医療と介護の提供体制
- 医療・介護関係者の情報共有支援
- 情報共有シートの普及・活用
- 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
比企地区在宅医療連携拠点における在宅医療・介護に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修・グループワーク等の開催
- 関係市町村との連携

3 地域住民への普及・啓発

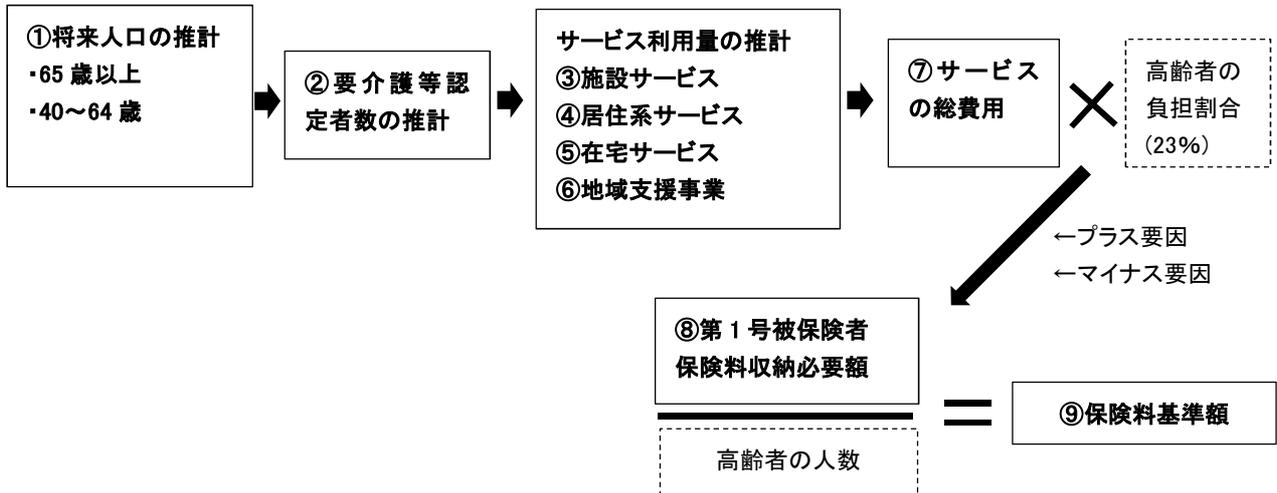
利用者やその家族が、医療・介護サービスに関する情報を正しく理解し、適切なサービスを選択・利用することができるよう、サービスの種類や医療機関、サービス提供事業所、介護施設などに関する情報発信の充実に取り組み、市民への普及・啓発を図ります。

- 在宅医療・介護に関するリーフレット等の配布・情報発信
- 在宅医療・介護に関する講演会等の開催

第9期計画の介護サービス事業量等の見込

介護保険事業費

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込にあたっては、以下の手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。



【第9期計画期間中の介護保険事業費】

(単位: 千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期
標準給付費 ①(A+B)		7,079,537	7,274,960	7,504,980	21,859,477
総給付費 A	居宅サービス	3,719,453	3,844,682	3,988,949	11,553,084
	地域密着型サービス	788,065	809,757	849,754	2,447,576
	施設サービス	2,208,227	2,244,363	2,277,705	6,730,295
その他保険給付費 B		363,792	376,158	388,572	1,128,522
地域支援事業費 ②(C+D+E)		360,379	361,811	363,344	1,085,534
介護保険事業費 (①+②)		7,439,916	7,636,771	7,868,325	22,945,011

介護保険料基準額

第9期計画期間3年間の介護保険事業費見込額に、第1号被保険者の負担割合の23%を乗じて、調整交付金交付差額を加え、保険給付費等支払準備基金取崩額及び保険者機能強化推進交付金等の交付見込額を差引き、保険料収納必要額を算出します。

さらに、予定保険料収納率等を設定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出します。その結果、本市の第1号被保険者の保険料基準額は、5,700円となり、所得段階により月額・年額は次のページの表のとおりとなります。

第1号被保険者所得段階別保険料負担割合

本市では、制度内の所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、第8期の12段階から第9期は所得段階を13段階に設定しました。

(単位：円)

所得段階	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者若しくは前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.285	1,625	19,494
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額× 0.485	2,765	33,174
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額× 0.685	3,905	46,854
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.90	5,130	61,560
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額× 1.00	5,700	68,400
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額× 1.20	6,840	82,080
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	7,410	88,920
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.50	8,550	102,600
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額× 1.70	9,690	116,280
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額× 1.90	10,830	129,960
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額× 2.10	11,970	143,640
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額× 2.30	13,110	157,320
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額× 2.40	13,680	164,160

※第1段階から第3段階までの保険料率及び保険料額は、介護保険条例第5条第2項、第3項及び第4項で規定された低所得者保険料軽減措置後の数値を記載

計画の推進体制

計画の推進

【市民・団体・事業者等との協働の推進】

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健・福祉サービスの提供や関連施設の充実とともに、地域住民の主体的な取組が不可欠です。市民と行政の協働によるまちづくりを推進するためにも、地域住民が主体となったボランティア等の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員協議会連合会、自治会、社会福祉協議会、医師会、医療機関、各介護サービス事業所、介護支援専門員等の関係専門職種任意団体の任意団体、保健所、地域包括支援センターなどと密接に連携し、市全体で地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【庁内連携の推進】

本計画は、保健・医療・福祉・介護を中心として、高齢者を取り巻く様々な生活課題を対象にしたものであることから、保健福祉部局はもとより、ボランティア等の市民活動、生涯学習、雇用、住宅、まちづくり、防災関係等関連部局が一体となって、関連諸施策への取組を推進していく必要があります。

本市では、地域福祉の充実に向け、高齢者の「楽しみたい 働きたい 貢献したい」という思いの実現を支援するため、心のこもった地域福祉プロジェクト2020を進めています。今後も引き続き、高齢者が「いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を目指して、関係部局と連携を図りながら、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に向けた諸施策を推進していきます。

計画の進行管理

本計画は、高齢者の様々なニーズに柔軟に対応するための行動計画であるとともに、適正な介護保険料の設定を行う基礎となる計画です。

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、東松山市介護保険運営協議会に報告し、分析・評価を行います。また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「計画⇒実行⇒評価⇒改善」のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。計画の進捗や効果の評価の結果、社会状況の変化や新たな国・県の施策、市内の動向などを鑑み、必要に応じて見直していきます。



東松山市

第9期東松山市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

<概要版>

2024（令和6）年3月

編集・発行 東松山市健康福祉部高齢介護課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL : 0493-23-2221 FAX : 0493-22-7731